

平成22年第4回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 11月30日～12月17日：18日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
11月30日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第5号 3. 議案第48号～第64号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
12月 1日	水	休 会		
12月 2日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
12月 3日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第48号～第53号 議案第56号～第64号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
12月 4日	土	休 会		
12月 5日	日	休 会		
12月 6日	月	休 会	委員会	
12月 7日	火	休 会	委員会	
12月 8日	水	休 会	委員会	
12月 9日	木	休 会	委員会	
12月10日	金	休 会	委員会	
12月11日	土	休 会		
12月12日	日	休 会		
12月13日	月	休 会	委員会	
12月14日	火	休 会	委員会	
12月15日	水	休 会	委員会	
12月16日	木	休 会	委員会	
12月17日	金	開 議 午前10時		1. 議案第48号～第53号・第56号 議案第58号～第64号 2. 意見書案第21号～第27号・第29号 3. 請願第1号 4. 追加議案 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 4 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から9月8日、17日、27日、10月20日、11月1日、5日、8日、25日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成21年度2月分～5月分、
平成22年度4月分～5月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成22年度4月分～7月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成22年度4月分～8月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から10月22日、11月8日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 課 税 課 | 平成21年度、平成22年度（4月～9月分） |
| (2) 収 納 課 | 平成21年度、平成22年度（4月～9月分） |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を下記のとおり監査委員から11月17日付で受領した。

記

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 中間市シルバー人材センター | 平成21年度 |
|-------------------|--------|

(意見書の提出)

平成22年9月27日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書
- (2) 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書
- (3) 住民の安全・安心を守るため、遠賀川水系の管理は引き続き国が行うことを求める意見書

議事日程 (第1号)

平成22年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第5号 公平委員会の委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第54号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 第55号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第48号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第49号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第50号議案 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第51号議案 平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第52号議案 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
(日程第5～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第53号議案 中間市出張所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第56号議案 中間市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第57号議案 中間市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第58号議案 中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例
- 日程第14 第59号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例
(日程第13～日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第60号議案 (仮称) 交流センター新築工事請負契約の変更について
(日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第19 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(日程第16～日程第19 提案理由説明)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 中家多恵子君	2番 藤本 利彦君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
16番 堀田 英雄君	17番 片岡 誠二君
18番 下川 俊秀君	19番 米満 一彦君

欠席議員 (1名)

15番 山本 慎悟君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	成光 嘉明君
市民部長 ……………	白尾 啓介君	保健福祉部長 ……	藤井 紀生君
福祉事務所長 ……	溝口 悟君	建設産業部長 ……	三島 秀信君
教育部長 ……………	小島 一行君	上下水道局長 ……	永野 博之君
市立病院事務長 …	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君
総務課長 ……………	柴田精一郎君		
総合まちづくり課長 ……………			松尾 壮吾君
財政課長 ……………	高橋 洋君	契約課長 ……………	五十田信行君
市民課長 ……………	矢野 良一君	介護保険課長 ……	山本 信弘君
健康増進課長 ……	木森 光彦君	産業振興課長 ……	吉國 良一君

学校教育課長 …… 深見 卓矢君 生涯学習課長 …… 山崎 淳子君
予防課長 …………… 野上 忠史君 監査事務局長 …… 赤木 良一君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君 次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君 書記 江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で定足数に達しております。これより平成22年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの18日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は18日間と決しました。

日程第2. 同意案第5号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第5号を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第5号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります伊藤昭彦氏の任期が、平成23年1月18日で満了いたします。

つきましては、後任の委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に優れた識見を有しておられます竹内稔氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。
これより同意案第5号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。
この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は17名であります。
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。
念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1番	中家多恵子議員	2番	藤本 利彦議員
3番	安田 明美議員	4番	植本 種實議員

5番	宮下 寛議員	6番	青木 孝子議員
7番	原田 隆博議員	9番	掛田るみ子議員
10番	草場 満彦議員	11番	中尾 淳子議員
12番	古野 嘉久議員	13番	上村 武郎議員
14番	井上 久雄議員	16番	堀田 英雄議員
17番	片岡 誠二議員	18番	下川 俊秀議員
19番	米満 一彦議員		

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成15票、反対2票、以上のおり賛成多数であります。よって、同意案第5号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 第54号議案

日程第4. 第55号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、第54号議案及び日程第4、第55号議案の条例改正2件を一括議題

といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第54号議案及び第55号議案について、提案理由を申し上げます。

まず、第54号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告に基づき、特別職及び一般職職員の給与の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、一般職におきましては、0.19%の官民格差是正のため、初任給を中心とした若年層及び医師の給料表を除き、すべての給料月額を引き下げるとともに、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、4月の給与額に調整率でございます0.21%を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と本年6月に支給をいたしました期末勤勉手当に調整率を乗じて得た額を合計し、12月期の期末勤勉手当から控除をいたします。

また、本年度12月期の期末手当の支給率を1.5月から1.35月とし、0.15月分を削減するとともに、勤勉手当の支給率を0.7月から0.65月とし、0.05月分を削減することとし、期末手当と勤勉手当をあわせまして、0.2月分を削減し、支給率を2.2月から2.0月とするものでございます。

次に、市長、副市長及び教育長におきましては、本年度の12月期の期末手当の支給率を1.65月から1.5月とし、0.15月分を削減することといたしております。

また、市会議員の皆様方の期末手当におきましても、同様に0.15月分の削減を提案させていただくものでございます。

次に、再任用職員におきましては、期末手当の支給率を0.85月から0.8月とし、0.05月分を削減するとともに、勤勉手当の支給率を0.35月から0.3月とし、0.05月分を削減し、支給率を1.2月から1.1月とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

次に、第55号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、行うものでございます。

改正の内容といたしましては、同省令におきまして、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を省令に定める技術上の基準に従い、また、当該技術上の基準の例により設置したときが追加されましたことから、本条例においても同様の規定を追加するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、平成22年12月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第54号議案につきまして、日本共産党を代表いたしまして反対討論をいたします。

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与とボーナスを大幅に引き下げるもので、衆議院本会議で、国家公務員一般給与法改定法案が可決されました。これにつきまして、日本共産党国会議員は、国家公務員の給与本体とボーナスなどを大幅に引き下げるものだと反対し、国家公務員給与の引き下げは、地方公務員を初め、独立行政法人、国立大学法人、学校、病院など、こうした労働者に大きな影響を与えかねず、景気の悪化、賃下げの悪循環を招くものだと批判し、反対したところです。

今回の提案は、まさに、我が党の国会議員が指摘したとおり、市職員の生活を直撃し、同時に、民間労働者の賃下げにつながるものです。このことは、地域経済に重大な影響を与えるものであり、到底認められるものではありません。

以上のことから反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第54号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第48号議案

日程第6. 第49号議案

日程第7. 第50号議案

日程第8. 第51号議案

日程第9. 第52号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第5、第48号議案から日程第9、第52号議案までの平成22年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

第48号議案から第52号議案まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第48号議案平成22年度中間市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出における職員人件費について、定員管理計画に基づく退職者の補充抑制及び人事院勧告に準じました給与引き下げにより、一般職職員の給料額を7,050万円、期末勤勉手当を4,890万円、特別職期末手当を160万円減額するなど、総額1億4,540万円を減額いたしております。

また、歳入につきましては、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その額を増額いたしております。

平成22年度におきます地方交付税の総額は、地方財政計画により16兆9,000億円で、前年度と比較しまして6.8%の増額と示されておりました。

これに対しまして、本市における普通交付税の額は43億3,350万円で、前年度と比較いたしまして2億8,930万円、7.2%の増となりましたことから、増額補正をするものでございます。

一方、市税におきましては、長引く景気低迷により厳しい雇用情勢が続いていますことから、個人市民税におきまして1億2,790万円の大幅な減収の見込みとなっており、固定資産税の減額とあわせまして1億6,330万円の減額補正をいたしております。

その他の具体的な歳出につきましては、民生費において、障害者医療における対象者増加に伴い、重度心身障害者医療費に2,430万円、知的障害者生活介護給付費に

1,300万円、身体障害者自立支援医療費に1,500万円、市内3カ所のグループホームの消防設備費に対する補助金といたしまして860万円をそれぞれ増額いたしております。

衛生費におきましては、新型インフルエンザ等の予防接種委託料としまして1,000万円を計上し、インフルエンザの感染拡大防止を図ることといたしております。

農林水産業費におきましては、現在建設中の地域交流センター・農産物直売所の看板工事及び備品購入に伴います費用としまして1,440万円を計上するとともに、労働費におきまして、直売所開設に係る事前準備のための委託料170万円を、緊急雇用創出事業として計上し、来春のオープンに向けて進めていくものといたしております。

消防費におきましては、消防団格納庫への下水道接続及びトイレ改修費としまして280万円を計上し、消防団活動の充実を図ることといたしております。

教育費におきましては、国における経済危機対応・地域活性化予備費を活用して、中間中学校の校舎及び屋内運動場の耐震工事を実施する経費1億600万円を計上し、学校耐震化をさらに推進することといたしております。

このような歳出に伴います歳入予算につきましては、安全・安心な学校づくり交付金6,390万円、重度心身障害者医療費補助金1,210万円、新型インフルエンザ予防接種事業費補助金730万円、まちづくり交付金210万円、地方交付税の財源不足を補完いたします臨時財政対策債2億1,940万円、中間中学校耐震化事業等の地方債5,570万円を、それぞれ増額をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出とも1億6,760万円の補正予算を追加計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ163億8,810万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第49号議案平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、電算システム改修のため、委託料を400万円、特別収納対策事業に係る備品購入費を120万円、それぞれ増額をいたしております。

また、医療費の伸びによりまして、退職被保険者に係る療養費を140万円、一般被保険者高額療養費を2,500万円、それぞれ増額いたしております。

また、諸拠出金等が確定したことによりまして、老人保健拠出金を390万円、後期高齢者支援金を5,520万円、前期高齢者納付金を70万円、それぞれ減額をし、介護納付金980万円を増額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、前述の歳出の増減に対応するため、国庫負担金を690万円減額、国庫補助金を250万円増額、県補助金を30万円減額、他会計繰入金を30万円減額、歳入欠かん補填収入1,400万円を減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,918万円を減額し、予算の総額をそれぞれ

63億5,155万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第50号議案平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、人事異動及び給与改定により人件費を100万円増額し、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより受益者負担金報償費750万円を増額するものでございます。

次に、歳入におきまして、下水道受益者負担金3,100万円を増額し、また、一般会計繰入金を2,240万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ857万円増額し、予算の総額をそれぞれ20億1,193万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第51号議案平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして、人事異動に伴います職員人件費を620万円増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出補正に伴う職員給与等繰入金を620万円増額計上しております。

次に、サービス事業勘定の歳出といたしましては、予防給付ケアプラン作成委託料及び居宅介護支援等事業に用います公用車の購入費用としまして、居宅介護支援事業費を310万円増額計上いたしております。

歳入予算につきましては、居宅支援サービス計画費収入を130万円、前年度繰越金を180万円増額計上いたしております。

以上により、保険事業勘定にサービス事業勘定を加えた補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ944万円を増額し、予算総額を34億8,852万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第52号議案平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、保険料負担金を1,120万円増額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、前年度繰越金を1,120万円増額いたしております。

今回の補正の理由といたしましては、後期高齢者広域連合と中間市とでは会計の期間が異なっており、本市の出納整理期間にあった収入を、次年度分の保険料負担金として、同広域連合に支出しなければならないことによるものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1,121万円を増額し、予算の総額をそれぞれ7億3,701万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成22年度各会計補正予算5件に対する質疑は、12月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第53号議案

日程第11. 第56号議案

日程第12. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第53号議案、日程第11、第56号議案及び日程第12、第57号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第53号議案、第56号議案及び第57号議案について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第53号議案中間市出張所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、来年4月に開設いたします地域交流センター内に、西部出張所を設置することに伴うものでございます。

西部出張所の概要についてでございますが、業務内容は、既に設置しております東部出張所と同様、住民票、印鑑証明、戸籍、税務に関する証明等の発行業務を行うことといたしております。

また、業務時間等につきましても、本庁及び東部出張所と同様、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとするものでございます。

なお、西部出張所は、平成23年4月4日に開設することといたしております。

西部出張所の設置は、川西地区の皆様を初め、地域交流センターや同センターに併設いたします農産物直売所を訪れる市民の皆様の利便性の向上に、大いに寄与するものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第56号議案中間市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成22年12月に市内の全中学校に武道場が設置されることに伴

いまして、社会教育の充実、スポーツ振興等を図る観点から、武道場を市民の皆様にご利用していただきたく、改正するものでございます。

改正の内容としましては、現在、市民の皆様にご利用いただいております学校施設の体育館に、武道場を加えるものでございます。また、使用料につきましては、体育館と同額とし、消費税を含めた総額表示といたしております。

なお、条例の施行日につきましては、平成23年1月4日とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第57号議案中間市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現在、中間市民図書館2階に設置しております歴史民俗資料館が来年4月に垣生公園内に開館する中間市地域交流センターの1階に移転することに伴い、施設の位置を改正するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、地域交流センターの開館に合わせ、平成23年4月3日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、12月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 第58号議案

日程第14. 第59号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、第58号議案及び日程第14、第59号議案の条例2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第58号議案及び第59号議案について、提案理由を申し上げます。

まず、第58号議案中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、旧福祉センター跡地に建設中の農産物直売所は、地元産野菜や果物等の販売を行うことにより、本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を目的とし、中間市民を初め、周辺地域の多くの住民の利便性の向上につながる施設でございます。

本施設の概要といたしましては、約323平方メートルの床面積のうち約200平方メートルの売り場面積を持つ鉄骨1階建ての建物でございます。

直売所におきましては、中間市及びその近郊の農産物、自然産物等の新鮮で安心な産品はもとより、こだわりの調味料や特産物を販売することといたしております。

また、鮮魚、精肉の販売につきましては、近隣の農産物直売所においては少ない対面方式にて行い、お客様のニーズにできる限りお応えできるような、営業を行うことといたしております。

さて、今回制定いたします条例の主な内容でございますが、まず、施設の名称といたしましては、垣生公園が桜の名所であることにちなみまして、「中間市さくらの里農産物直売所」と定めております。

直売所の開館時間につきましては、午前9時から午後6時までとし、休館日につきましては、毎月第2、第4火曜日並びに1月1日、2日及び3日といたしております。

また、施設の管理につきましては、農産物直売所であるという観点から、民間事業者が有する固有のノウハウにより、管理運営することが最良であると考えられますことから、指定管理者による管理ができることといたしております。

さらに、農産物の生産者農家の方などが直売所にて農産物等を販売するための施設使用料の額などを規定しております。

なお、施行日につきましては、施設の開館に合わせ、平成23年3月27日といたしております。

冒頭にも申し上げましたが、本市の地産地消や農業振興目的のため、安定した経営を目指し、中間市民はもとより周辺地域の多くの皆様に、末永く愛される直売所としたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に、第59号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、来年4月に垣生公園内に中間市地域交流センターを設置することに伴いまして、行うものでございます。

本施設の概要といたしましては、床面積が1階にあつては約465平方メートル、2階にあつては約420平方メートル、延床面積にあつては約885平方メートルの鉄骨2階建ての建物で、1階には歴史民俗資料館、市民課西部出張所、垣生公園を訪れた方などが昼食をとることができる休憩スペースを設けております。また、2階には会議室、和室、調理室、シャワー室を設けております。

また、同センターの施設使用料といたしましては、1室1時間当たり、会議室1及び調理室にあつては320円、会議室2、和室にあつては210円と、市内の公共施設の使用料とほぼ同額といたしております。

さらに、施設の管理運営につきましては、当面直営とし、教育委員会生涯学習課が交流センターを所管することといたしております。

なお、施行日につきましては、施設の開館に合わせまして、平成23年4月3日といたしております。

交流センターにつきましては、研修や青少年の合宿にも対応した施設でございまして、市民の交流拠点として生涯学習の振興や活力ある地域社会の実現に寄与するものと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例2件に対する質疑は、12月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第60号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、第60議案（仮称）交流センター新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第60号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本工事は、平成22年6月10日に1億9,824万円にて山藤・ヒヤムタ建設工事共同企業体と契約を締結し、現在施工中でございますが、この契約金額を760万9,350円増額し、2億584万9,350円とする契約の変更をいたしたく、提案するものでございます。

契約の変更の理由といたしましては、現在施行中の新築工事の敷地内に、旧社会福祉センターの基礎が残っており、交流センター及び直売所の新規の基礎部分に干渉するため、地中埋設物を撤去する必要が生じており、また、建物周りの土間タイル張りテラスの沈下防止対策としまして、地盤改良を行う必要が生じたことによるものでございます。

このようなことから、本年11月10日付で同企業体と仮契約を締結しております。

なお、同企業体との契約の締結に当たりましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、1件の予定価格は1億5,000万円以上である工事の請負契約を締結する場合には、議会の議決が必要でありますことから、契約の変更について、議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第60号議案に対する質疑は、12月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第61号議案

日程第17. 第62号議案

日程第18. 第63号議案

日程第19. 第64号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第61号議案から日程第19、第64号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第61号議案から第64号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、第61号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を目的として、中間市民を初め、周辺地域の多くの住民の利便性の向上につながる施設としまして、中間市さくらの里農産物直売所が来年3月27日に開設されます。

直売所におきましては、主として地元産の野菜や果物の販売が中心であることから、出荷者である生産者農家との信頼関係が重要となり、また、直売所の管理運営につきましても、民間事業者が有する固有のノウハウを生かすことが最善であると考えております。

このようなことから、直売所の管理運営につきましても、市の直営ではなく、指定管理者によるものとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、直売所の設置の目的が農業の振興及び地域の活性化としていること、また、直売所における事業の内容などを勘案して、指定管理者の選定基準を、本市における農業に精通していること、また、直売所の管理運営ができるノウハウを有していることといたしました。

その結果、市内の生産者農家の方などで構成され、小売業経験者も従事しております中間市さくらの里直売所事業組合を指定管理者選定委員会の意見に基づき、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらず、候補者として選定したところでございます。

なお、指定期間につきましては、他の直売所の例によりまして、開設から数年を経過した後に、出荷者数が安定し、売り上げが増加する傾向にありますことから、平成23年3月27日から平成28年3月31日までの約5年間といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第62号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

現在、財団法人中間市文化振興財団によって管理されております中間市市民会館、中間市体育文化センター、中間市武道場、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間市宮野球場、中間市庭球場、中間市遠賀川河川敷市民グラウンド、中間市立図書館の9施設の指定管理者の指定期間が来年3月31日をもって満了することから、中間市公の施設の指定管

理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、来年4月1日からの指定管理者を指定するものでございます。

中間市文化振興財団につきましては、平成8年の市民会館の開館後、10年間にわたり、当該施設の管理運営を行い、さらに、平成18年度からは、当該施設の指定管理者として指定されております。

この間、地域に密着したさまざまな自主事業も効果的に行い、本市の芸術文化振興に寄与してまいりました。また、体育施設においても利用者数の増加及び利用者の利便性の向上など体育施設の管理運営にも実績を上げております。

また、同財団への指定管理料につきましても、平成20年度から3年間で574万円、率にして3.5%の経常的な経費削減を行っております。

さらに、今回の新たな事業計画では、市民会館開館15周年に合わせた記念事業の計画や継続的な経費削減が掲げられ、経営の効率化と安定した市民サービスの提供が期待できるものと考えております。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き、財団法人中間市文化振興財団を市民会館のほか8施設の指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間といたしております。

以上により、市民会館ほか8施設の指定管理者として、財団法人中間市文化振興財団を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第63号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

現在、株式会社西日本医療福祉総合センターによって管理されております中間市松ヶ岡デイサービスセンターにおける指定管理者の指定期間が、来年3月31日をもって満了となりますことから、中間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、来年4月からの指定管理者を指定するものでございます。

当該施設の事業といたしましては、従来から、介護保険法に規定する居宅サービス事業のうち、通所介護事業、その他センター設置目的の達成に必要な事業及び当該施設設置時の要件といたしまして、県から委託されております、隣接する県営松ヶ岡住宅内にありますシルバーハウジングへの生活援助員派遣事業等でございます。利用者と施設職員の信頼関係及び人間関係のもと、円滑にこれらの事業が遂行されているところでございます。

今回の指定管理者の候補の選定につきましては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、事業者から提出されました施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き、株

株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、指定期間につきましては、本市が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、施設の性格、規模、機能等を踏まえ、地域に密着した高齢者事業を実施している当該団体の管理状況が適正か否かを判断する上で、適切な期間と思慮する、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上により、中間市松ヶ岡デイサービスセンターの指定管理者として、株式会社西日本医療福祉総合センターを指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に、第64号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市老人クラブ連合会によって管理されております太陽の広場の指定管理者の指定期間が、来年3月31日をもって満了となりますことから、中間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、来年4月からの指定管理者を指定するものでございます。

従来から、当該施設の利用者は、高齢者が中心であり、現在の指定管理者である中間市老人クラブ連合会と密接な関係が築かれております。また、開設時から同連合会が集会所を拠点とし、市内各地区の老人クラブとの連絡や協力を密にして、その発展を促すとともに、利用者との交流を図りながら、地域社会における老人福祉の増進に寄与している状況であります。

本市といたしましても、同連合会の育成は、高齢者対策事業の一環として、位置づけており、まさに、高齢者が住みなれた地域で安心していつまでも暮らせるまちづくりにつながるものと、期待しているところでございます。

今回の指定管理者の候補の選定につきましては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、当該団体から提出されました施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、施設の性格や利用状況、諸経費を含む市の支出金が、指定管理者制度の導入後、縮減されている点等を踏まえ、総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き、中間市老人クラブ連合会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、指定期間につきましては、本市が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、施設の性格、規模、機能等を踏まえ、当該団体の管理状況が適正か否かを判断する上で、適切な期間と思慮いたします平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上により、太陽の広場の指定管理者としまして、中間市老人クラブ連合会を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第61号議案から第64号議案までに対する質疑は、12月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 米 満 一 彦